



2025年2月7日

各 位

会 社 名 株式会社おきなわフィナンシャルグループ  
代表者名 取締役社長 山城 正保  
(コード：7350 東証プライム・福証)  
問合せ先 総合企画部長 山城 斉一  
(TEL：098-860-2141)

## 従業員向け株式交付制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日の取締役会決議をもって、当社および当社グループ会社の従業員（国内非居住者を除き、以下「対象従業員」といいます。）を対象とした従業員インセンティブ・プランである「株式付与ESOP信託」（以下「本制度」といいます。）の導入を正式に決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本制度導入の目的について

当社は、2024年4月1日に第2次中期経営計画「成長の共創 ～おきなわの成長をともに創る～」(以下「第2次中計」といいます。)を策定し、「地域社会の価値向上」に向けた中長期的な取組みと、ムーンショット目標の達成に向けた「成長基盤の構築」を両軸に構え、更に、これらを実現するための「人的資本経営」を中心に据えた3本の戦略に基づき、「成長の共創」に向けた施策を展開しております。

そのような中、当社グループにおける従業員のエンゲージメントを高め、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与することを目的として、本制度を導入することといたしました。本制度により、当社グループ従業員が経済的な効果を株主の皆さまと共有し、オーナーシップに満ちた企業文化を醸成することで、当社グループ企業価値の持続的な向上を図ってまいります。

(※) 本制度の導入に伴い、449,000株(2,607円)の自己株式をESOP信託に対して割当てると同時に決議いたしました。詳細につきましては、本日発表いたしました「第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ」をご参照下さい。

#### 2. 本制度の概要

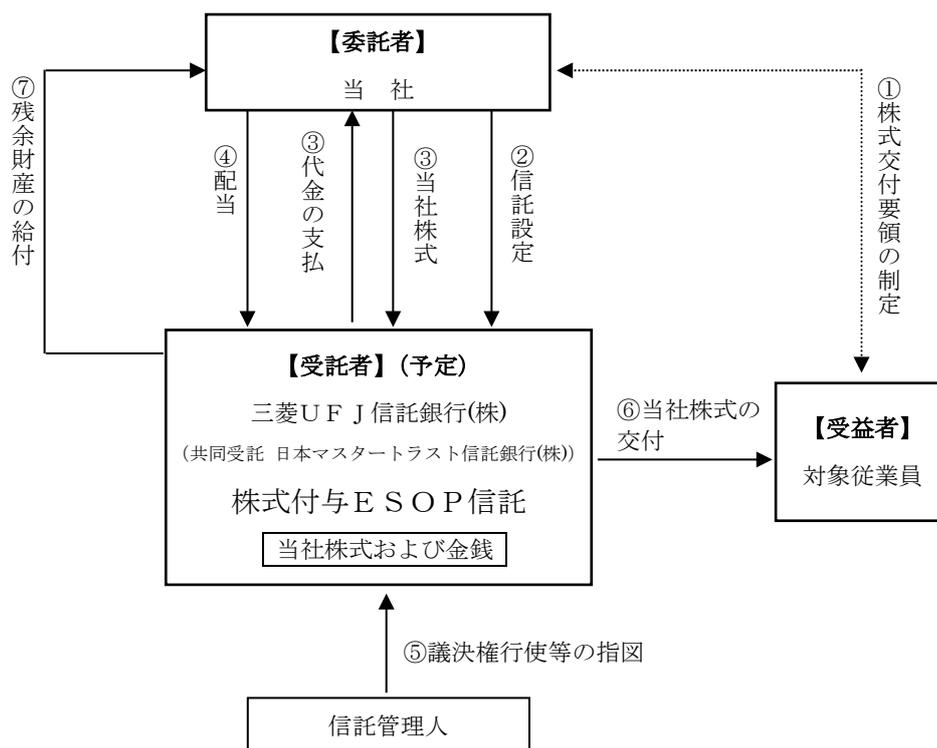
本制度は、米国のESOP(Employee Stock Ownership Plan)信託(以下、「ESOP信託」といいます。)を参考とした信託型のスキームであり、予め定める株式交付要領に基づき、ESOP信託が取得した当社株式を、一定の要件を満たした対象従業員に交付する仕組みです。

当社は、対象従業員に対し、職位および中期経営計画で定めた業績目標の達成度に応じて、ポイントを付与し、一定の要件を充足した対象従業員に当該ポイントに相当する当社株式を交付します。対象従業員が当社株式の交付を受ける時期は、原則として中期経営計画が終了した翌事業年度であり、対象従業員に対して交付する株式には、対象従業員の退職時まで譲渡制限を付すものとします。

また、対象従業員の範囲は、より多くの従業員のエンゲージメントを向上させるため、当社および当社グループ会社の従業員のうち、一定以上の役職がある者(従業員全体の約65%)としております。

なお、当該信託が取得する当社株式の取得資金は全額当社および当社グループ会社が拠出するた

め、対象従業員の負担はありません。



- ① 当社および当社グループ会社は、本制度の導入に際して株式交付要領を制定します。
- ② 当社は金銭を拠出し、受益者要件を充足する対象従業員を受益者とするESOP信託を設定します。
- ③ ESOP信託は、信託管理人の指図に従い、②で拠出された金銭を原資として、信託期間内に受益者に交付すると見込まれる数の当社株式を、当社（自己株式処分）から取得します。
- ④ ESOP信託は、当社の株主として、分配された配当金を受領します。
- ⑤ ESOP信託内の当社株式については、信託期間を通じ、信託管理人が議決権行使等の株主としての権利の行使に対する指図を行い、ESOP信託はこれに従って株主としての権利を行使します。
- ⑥ 株式交付要領に従い、一定の要件を充足する対象従業員に対して、原則として退職する日まで譲渡制限を付した当社株式を交付します。
- ⑦ ESOP信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属します。また、信託費用準備金を超過する部分については、当社および当社役員等と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

(注) 信託期間中、ESOP信託内の株式数に不足が生じる可能性が生じた場合や、信託財産中の金銭が信託報酬・信託費用の支払いに不足する可能性が生じた場合には、ESOP信託に追加で金銭を信託することがあります。

(ご参考) 信託契約の内容

- |          |  |
|----------|--|
| ①信託の種類   | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)                             |
| ②信託の目的   | 対象従業員に対するインセンティブの付与                                    |
| ③委託者     | 当社   |
| ④受託者     | 三菱UFJ信託銀行株式会社<br>(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)            |
| ⑤受益者     | 対象従業員のうち受益者要件を満たす者                                     |
| ⑥信託管理人   | 当社と利害関係のない第三者 (公認会計士)                                  |
| ⑦信託契約日   | 2025年2月25日 (予定)  |
| ⑧信託の期間   | 2025年2月25日～2027年9月30日 (予定)                             |
| ⑨制度開始日   | 2025年2月25日 (予定)  |
| ⑩議決権行使   | 受託者は、受益者候補の意思を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。          |
| ⑪取得株式の種類 | 当社普通株式   |
| ⑫取得株式の総額 | 1,170百万円   |
| ⑬株式の取得方法 | 当社自己株式の第三者割当により取得                                      |
| ⑭帰属権利者   | 当社   |
| ⑮残余財産    | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

以 上